

小規模事業者持続化補助金<一般型>第8回補助事業における主要注意事項について

補助事業実施に際し、特にご注意いただきたい内容について、下記のとおり記載しております。
補助金の支給額に影響が及ぶ内容もございますので、今一度ご確認いただけますようお願い申し上げます。

項目	内容		参考
支払い	クレジットカード 払い	<p>【証拠書類】 クレジットカード明細表 + 口座引落の通帳該当部分</p> <p>※通帳は、「振込先、カード明細の合計額、引落日」が確認できるページを添付してください。 ※口座からの<u>引落しが補助事業期間内に完了</u>している必要があります。 引落日が実施期間を過ぎている支払いについては、<u>補助対象外</u>となります。 経費支出管理表：「支払日」…<u>口座引落日</u>（×決済日、×カード利用日）</p>	第8回<一般> 手引き：P21
		<p>以下の場合は、<u>立替払い</u>となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【法人】法人カードではなく、個人のカードで支払った場合 ・【個人】従業員のクレジットカードで支払った場合 <p>※この場合、<u>補助事業実施期間中に</u>、以下2点の確認が必要です。 <u>互いの通帳間で精算してください。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ①当該クレジットカード払いにかかる引落し ②補助事業者と立替払い者との間での精算 	
	ネットバンキング	【証拠書類】振込完了が確認できる画面のコピー等	第8回<一般型> 手引き：P12
収益納付	現金払い	1取引 <u>10万円（税抜き）</u> を超える支払いは、 <u>現金払いは認められません</u> 。 ※旅費は除く ※1取引を分割で行う場合でも、当該取引全体で1取引となります。	第8回<一般> 手引き：P3、9
		以下のような補助事業の場合、事業完了時までに直接生じた収益金について、 <u>交付すべき金額から相当分を減額して交付</u> する取扱いとなります。	
特別枠の必須提出書類 (実績報告時)	補助事業の終了時点までに要件を満たすことができるよう、計画的に補助事業を実施してください。 <u>要件を満たさない場合は、交付決定を受けていても、補助金の交付は行いません</u> ので、十分にご注意ください。		第8回<一般> 手引き：P18～19
	賃金引上げ枠	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金引上げ枠に係る実施報告書（様式第8：別紙5）+（全事業者一覧） ・労働条件に基づく賃金台帳 ・労働条件通知書（雇入通知書） ・<実績報告時用>最低賃金計算表 	
	インボイス枠	・インボイス（適格請求書）発行事業者の登録通知書	
事業効果および 賃金引上げ等状況報告		補助事業者は、 <u>補助事業終了から1年後の状況について、交付規程第29条に定める「事業効果および賃金引上げ等状況報告」を、補助事業実施後、全国商工会連合会が指定する期限までに必ず行うこと</u> が必要です。 【賃金引上げ枠を申請された方へ】 賃金引上げ枠を申請した事業者については、事業効果とともに賃上げの状況の報告が必要です。 ※本会では、「 <u>賃金台帳</u> 」+「 <u>労働条件通知書</u> 」を以って事業場内最低賃金の確認を行いますので、報告書をご提出いただく際に、併せてご提出をお願いいたします。	第8回<一般> 手引き：P5
精算払 請求書	預金名義の書き方	全て 大文字（全角） で記載してください。 法人格の表記（略の有無）をご確認ください。	—第8回<一般> 手引き：P23
	預金種別： 「当座」	<p>【添付書類】小切手手帳と当座照合表の写し（<u>カナ表記がある場合</u>）</p> <p>※上記2点にカナ表記が無い場合は<u>当座カード</u>のコピー（カナ表記があることを確認）を添付してください。</p>	

項目	内容	参考					
証拠書類	<p>「一式」の表記は、経費の具体的な内容が特定できないため、補助対象経費として認められない場合があります。<u>単価・内容が分かるよう具体的に記載してください。</u></p> <p>(共通する証拠書類)</p> <table border="1"> <tr> <td>見積書 契約書 申込書</td> <td>発注書+請書 納品書 作業完了報告書</td> <td>請求書</td> <td>振込受領書 領収書</td> <td>成果物 (写真、リーフレット等)</td> </tr> </table> <p>※経費支出管理表に記載した証ひょう番号ごとに証拠書類が必要です。 ※ウェブ関連や工事等、外注（第三者へ委託）する経費については、納品書ではなく、 作業完了報告書を提出してください。</p>	見積書 契約書 申込書	発注書+請書 納品書 作業完了報告書	請求書	振込受領書 領収書	成果物 (写真、リーフレット等)	—
見積書 契約書 申込書	発注書+請書 納品書 作業完了報告書	請求書	振込受領書 領収書	成果物 (写真、リーフレット等)			
成果物の添付・記載	<p>(手引きより抜粋)</p> <p>The diagram illustrates the submission of witness documents. On the left, six documents are shown: Quotation, Order/Payment Application, Delivery Note, Bill of Lading, Transfer Record, and Photocopies. Each document has a circled '1' next to it. An arrow points from these documents to a red box labeled 'A4 サイズで統一' (Unified to A4 size). Another arrow points from this box to a grid titled '経費支出管理表' (Expense Management Form) on the right. A callout box above the grid says '右肩に証ひょう番号を記載' (Enter the witness number in the top right corner).</p> <p>様式第8の(3)事業の具体的な取組内容、証憑書類それぞれに添付、記載が必要です。</p> <p>(記載・添付の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①看板設置 <ul style="list-style-type: none"> 設置（工事）前写真 設置（工事）後写真 <p>工事や設置物等は、実施前後の写真が必要です。</p> ②ホームページの作成 <ul style="list-style-type: none"> URL : https://www.shokokai-kagawa.or.jp/ HPの画面 <p>HPの作成やSNSを使用した場合は、URL、ページ画面の添付が必要です。</p> ③チラシの作成 <ul style="list-style-type: none"> チラシ（表面） チラシ（裏面） <p>全てのチラシ面を添付してください。 ※配布物は別途配布先リストを添付。</p> 	<p>第8回<一般> 手引き:P20</p> <p>別添： 「WEB関連の証憑書類一覧」</p>					